

議 事 録

会議の名称	令和5年度 第2回 茨木市人権尊重のまちづくり審議会
開催日時	令和6年2月20日（火） 午前10時00分～午前11時20分
開催場所	茨木市役所 南館8階 中会議室
会長	今西 幸蔵
出席者	今西 幸蔵 熊本 理抄 三浦 欣子 井上 しょうじょ 加古 望 辻本 元衛 尾山 洋恵 新谷 唯 安田 美千代 柴原 浩嗣 田畑 敬 笹川 千昌 (12人)
欠席者	押田 裕亮 (1人)
事務局職員	中井市民文化部長 松山市民文化部次長兼人権・男女共生課長 平野市民文化部参事兼啓発係長 源本人権・男女共生課課長代理兼男女共生係長 和田人権・男女共生課主幹兼豊川いのち・愛・ゆめセンター館長 藪内人権・男女共生課主幹兼沢良宜いのち・愛・ゆめセンター館長 奥田人権・男女共生課主幹兼総持寺いのち・愛・ゆめセンター館長 松澤人権・男女共生課人権係長 飯酒盃人権・男女共生課人権係職員 (9人)
開催形態	公開（傍聴人 0人）
議題（案件）	(1) いのち・愛・ゆめセンター事業報告について (2) その他
配布資料	(1) 令和5年度いのち・愛・ゆめセンターにおける事業概要（資料1-1） (2) 令和5年度いのち・愛・ゆめセンターにおける主な独自事業（資料1-2） (3) 「いのち・愛・ゆめセンター」に関する取組みと今後の方向性について（資料1-3） (4) 茨木市インターネットモニタリング事業の概要について（資料2） (5) 答申書（案）（資料3）

（順不同、敬称略）

議 事 の 経 過	
発言者	議題（案件）・発言内容・決定事項
	1 開会
事務局	<p>本日の会議には、傍聴の申し出はない。</p> <p>ただ今から、「令和5年度第2回茨木市人権尊重のまちづくり審議会」を開会する。</p> <p>ここからの議事進行については、会長にお願いする。</p>
会長	<p><あいさつ></p> <p>本日の出席状況について、事務局から報告をお願いする。</p>
事務局	<出席状況と会議の成立について報告>
会長	では、議事進行を進める。
	2 いのち・愛・ゆめセンターの事業報告について
会長	それでは、次第2 いのち・愛・ゆめセンターの事業報告について、事務局から説明をお願いしたい。
事務局	<令和5年度いのち・愛・ゆめセンターにおける事業概要（各館共通事業）について説明>
事務局	<令和5年度豊川いのち・愛・ゆめセンターにおける主な独自事業について説明>
事務局	<令和5年度沢良宜いのち・愛・ゆめセンターにおける主な独自事業について説明>
事務局	<令和5年度総持寺いのち・愛・ゆめセンターにおける主な独自事業について説明>
会長	<p>ただ今、3館全体の事業概要とそれぞれの館での個別の事業について説明いただいた。</p> <p>3館が、昨年度が豊川、今年度が沢良宜、この3月には総持寺が50周年ということだが、本当にそれぞれ苦労があって、差別をなくすための取組としていろいろ</p>

議 事 の 経 過	
発言者	議題（案件）・発言内容・決定事項
	<p>なことをされてきたと思う。そういった意味で敬意を表したい。</p> <p>何か意見や質問はあるか。</p> <p><質問・意見なし></p> <p>3 その他について</p>
会長	<p>特にないようなので、次第3 その他に入る。事務局から説明をお願いしたい。</p>
事務局	<p><茨木市インターネットモニタリング事業の概要について説明></p>
会長	<p>インターネットモニタリング事業の概要について説明いただいた。実績を見て改めて恐ろしいなと感じた。こんなことがまだまだあるということに対して、本当に残念な気持ちである。</p> <p>意見や感想などがあれば、発言いただきたい。</p>
A委員	<p>私もあまりよく分かっていなくて、今回初めて見る資料になるが、例えば検索の仕方について、「茨木 部落（同和）」「茨木 在日」というような形で行っているという説明だったが、実施対象に書かれているのは、その部分だけではない。「茨木市民に関わる差別的な情報」というところと言うと、例えば、精神障害のかたというのも、差別的な感覚を持たれているという声を聞くことがあるが、そういうところの検索の方法というものはあるのか。この部分で今ご報告いただいたのだと、同和地区に関連しているとか、日本人ではないかたというようなところのみモニタリングされているのかなという印象を受けたのだが、もし何か違う方法の検索があれば教えていただきたい。</p>
事務局	<p>今、1回2時間程度ということで実施しており、なかなか時間的にも限りがあるもので、実際のところは今報告させていただいたように、主に同和地区に関する差別のモニタリングを実施している。おっしゃっていただいたように、それ以外のところ、障害のある方への差別的な書き込みであるとか、外国人等もそうだが、そういった部落差別以外の課題に関するモニタリングについても、今後進めていきたいと思っている。</p>
A委員	<p>多分そんなにたくさんの人数でされていないと思うが、やはり月に2回、1回2時間もずっと画面検索をするのはとても大変だと思う。予算の関係もあるのだろうが、例えばもう少し人数を増やすだとか、そういった今後の課題については、何か</p>

議 事 の 経 過	
発言者	議題（案件）・発言内容・決定事項
	<p>考えているところはあるのか。</p>
事務局	<p>今、市の職員だいたい2名程度で実施しているが、できれば課として、組織として対応させていただけるよう、人数も増やしながら実施していけたらと思っている。</p>
会長	<p>ほかに意見はあるか。</p>
B委員	<p>今の件に関連してだが、特定のかただけでやるのは大変だと思う。だから庁内の連絡体制をもう少ししっかりとしていただいて、ほかの課から、こういうのがあったとかいう連絡をすとか、そういうことをやるともっと広がると思う。市民のかたからの通報等はどうか少し難しいが、少なくとも庁内で、障害福祉などいろいろな課があると思うので、そちらから連絡をもらうなどしたらどうか。</p>
会長	<p>庁内あげて取り組むという意見である。</p>
事務局	<p>今、市民のかたというお話もいただいたが、関係団体のかたから情報提供いただいて削除要請をしたことはある。</p>
会長	<p>市民のかたからご意見・連絡がある場合は、人権・男女共生課のほうにいくのか。</p>
事務局	<p>そうである。例えば、人権相談ということで電話をいただいて、自分が住んでいる地域の町名が被差別地域というような表現でインターネット上に載っているという相談を受け、一旦こちらのほうでもインターネット上の検索をかけてモニタリングし、やはり同じような書き込みを発見したので、そこに対して、法務局のほうに削除要請をしたという実績がある。</p>
会長	<p>ほかに意見はあるか。</p>
C委員	<p>令和4年度の削除要請が20件に対して、削除件数が4件というのはあまりにも少ないと思うが、これは継続して要請しているのか。</p>
事務局	<p>これも時間的なこともあり、要請まではしていないが、経過は注視しており、まだ残っているのか残っていないのかは、数か月に一度程度は経過をみているというところである。</p>

議 事 の 経 過

発言者	議題（案件）・発言内容・決定事項
C委員	<p>今現在でも4件しか削除されていないのか。</p>
事務局	<p>そうである。</p>
D委員	<p>先ほど少し話が出た大阪府の取組で、インターネットの誹謗中傷とかトラブルの相談窓口ということで、ネットハーモニーというのを、11月から行っている。大阪府人権協会が受託して運営しているが、その中でやはり誹謗中傷、人の悪口を書くとか書かれたとか、書いてしまったとかいうのはたくさんあり、その中にはやはり差別だと思われるようなところもいくつかある。</p> <p>インターネット上でいろいろな問題のある書き込みなどは本当にたくさんあるが、その中でも、この差別的な情報とか、削除の対象としての明確な表現とか、そういうところがやはり課題になっており、削除してほしいという要望はできるが、行政機関などが削除しようとする、やはり明確な基準がいるということで、今、この「茨木 部落（同和）」とか「茨木 在日」とかいうところで少し限定されているところがあると思う。ただ大阪府のほうは、それだけではなくて、もう少しほかのいろいろな差別についても明確にしていこうということで、審議会で審議して基準を作ったりしていっているところである。</p> <p>削除を要請するといった場合は、その基準などが非常に悩ましいところだと思う。特に茨木市だと、被害者を特定できるものというところ、やはり市民を守るところでやっているの、そこをどんなふうに明確にしていくのか。一般的に意見を言うだけではなかなか削除の対象にならず削除要請もしにくいと思うので、そういうところの悩みなどもありながら、明確なところを、こうして削除要請していただいているのかなというふうに思った。</p> <p>ただ削除要請しても、事業者のかたが削除するかどうかというところなので、削除しなかったら何か罰則があるとかそんなこともないので、本当に削除されることもあれば、されないときもある。</p> <p>今度国会に法案が出る予定だが、削除要請した場合に、1週間ぐらいで削除要請に対応するかどうかとかいうことを事業者が答えようとか、削除するような方法ももう少し分かりやすくしようとかいうような法律の改正などもあるように聞いている。なので、もう少しどんな表現が差別なのかということをきっちりと明確に議論していくのと、事業者がその基準に基づいて、きっちりと削除するというふうな仕組みを作っていくといけないというのが今の状況になっていると思う。</p> <p>特に書き込みなどでの削除の判断とか、被害者を特定というところでの判断の難しさみたいところが、実際にやられたらあると思うが、そういうところなど、あればまた教えていただけたら、私たちの検討にも、何か教えてもらえるところがあるのではないと思うが、いかがか。</p>

議 事 の 経 過	
発言者	議題（案件）・発言内容・決定事項
事務局	<p>今おっしゃったように、どうしても最小限度になってしまうというか、そういう傾向になってしまう。手を出していくと、どんどん、これも削除、あれも削除となっていくと思われるので、現状のところでは、茨木市の地域名と部落とか同和というところがくっついているような書き込みについて、削除に向けてやっているところであるので、府や国のほうでも、そのあたりの基準を示していただければ、こちらのほうもやりやすいというか、明確にお答えしやすいというところはあるかもしれない。</p>
会長	<p>削除の対象の基準というのは大変難しいので、どう考えるか、そこは大きな問題である。しかし、市民を守るということ、まずそれが一番大事なことであるので、よろしく願いしたい。</p> <p>ほかに意見はあるか。</p>
E委員	<p>何点か気になっているところとしては、まず一つ、先ほどの報告では、月2回、1回2時間程度、2名の職員で、今、行われているということである。各自治体でも、事業を行っていらっしゃる方々のお話を聞いているが、その時間や回数の問題ではなくて、非常に差別的な表現を見続けるということが、モニタリングをされている方々のメンタルヘルスの問題にも重なってくるので、その2名の方々をまさに組織として対応しながら、どういうふうにケアをしていくのかというのが、とても大事なところだと思う。これは市民の皆さんも、インターネット上でご覧になっていたら非常に傷つく体験をされていると想像していただけるのではないかなと思うので、そのケアというところも大事にしていただけたらと思う。これは決してこのモニタリング事業だけではなくて、隣保館の相談員さんにおいても同じであり、先ほど報告いただいたように、各館が数百件という相談件数を抱えていらっしゃるの、何か相談員さんたちのケア、あるいはモニタリング事業に関わっているかたのケアというような形で、総合的に考えていくことができればいいのではないかなと思った。それが1点目である。</p> <p>2点目としては、先ほどのお話にあったように、各自治体でモニタリング事業は進んでいるので、情報共有や連携はされていらっしゃると思うし、これからもされていかれると思う。先ほどもD委員のお話にあったように、その中で、どういうことをむしろこちらから国に対して要請していくことができるのかというのを、積み上げ、積み重ねをしていっていただくことが、今後ますます重要になってくるのではないかなと思う。加えて、どういうことが現在の取組における限界なのかということ、ぜひ、各自治体から国に対して要請していくような取組になっていけばよいと思う。さまざまな個別法は、ヘイトスピーチに関しても障害者に関しても、部落</p>

議 事 の 経 過	
発言者	議題（案件）・発言内容・決定事項
	<p>差別解消に関してもLGBTに関してもできているが、それらの法律では限界だといふところも出てくると思うので、ぜひ国に対する要請、加えて事業者に対する要請についても、今後、自治体からの交渉の中に入れていただけると大変ありがたいと思う。</p> <p>最後として、被害者の特定というところでは、地区名であるとかおそらく人名であるとか具体性が求められていると思うが、その被害者を特定できるという点になるとまさに限界がある。では、ネット上で、「部落民を殺せ」というようなことが書かれていて、それを見たときに、市民がそれに対してどのような取組ができるのかという、今度は隣保館の相談事業などと絡めて、このような書き込みを見て非常に恐怖を感じたというような相談もあると思う。今日、前半にお話して下さったような各館での取組、あるいはA委員がおっしゃったような各団体との取組を連携していくような、非常にキーになっていく事業でもあるのではないかなと思う。大変だと思うが、組織としての対応と、各団体との連携というのも大事なところではないかなと思う。</p> <p>隣保館3館ならびに貴重な事業に対する取組への敬意を表しつつ、各3館、隣保館との連携ということに加えて、今後も、ともに何かできることがあるのではないかなと思う。</p>
会長	<p>3点に渡って貴重な意見をいただいた。</p> <p>ほかに意見はあるか。</p>
F委員	<p>学校教育の観点で確認というかお伺いしたい。今、こどもたち、小・中学生は全員、タブレットを1人1台持っているの、ネットの情報にあたりまえにさらされているような状況になっている。今、削除要請をしているが削除できない情報がまだある。そして、それが見つけられていないというか、これからも生起するような内容があると考えられるときに、いくつかは校長会でも「こういう情報が出回っている」と現在でも共有されており、学校でも、教職員がこどもたちへの注意喚起や、人権教育において、意図を持って検索をするというようなことはしないように指導をしている。しかし、こどもたちは、いろいろな調べ学習を当然のようにしていくので、その中で突然、そういった情報が飛び込んでくることもあると思う。そういうときに、少なくとも学校長に対して、「こういう情報が今、削除要請しているが削除できていない状況だ」とか、そういうことを共有できれば、こどもたちがその情報に出会ってしまうときにフォローができるかもしれない。庁内あげてということであれば、例えば教育センターでサイトをフィルタリングするというのも可能なのではないかなと思う。もちろん、こどもたちがそこに出会ったときにどういうふ</p>

議 事 の 経 過

発言者	議題（案件）・発言内容・決定事項
	<p>うに対応するかというのは、学校教育に携わる者の矜持としてやっていかないといけない部分だと思うが、やはり出会わないようにするというのも一つ、私たちができるところなのかなとも思う。それが物理的にできるかどうかというのは分からないが、できればやっていただけたらとてもありがたいと思っている。</p>
<p>会長</p>	<p>今の意見について、事務局から何かあるか。</p>
<p>事務局</p>	<p>まず1点目の、モニタリングしている職員のケアというところで、当然、そういう情報ばかり見ていると、検索している本人のメンタル的な部分というのがあるので、そこはしっかり課内で、担当している職員と話し合った上で、十分ケアをしていきたいと思う。</p> <p>あと、2点目の国への要望というところであるが、モニタリング事業をやっている中でいろいろ課題も出てくる。また、先進的にやっている尼崎市などからいろいろご教示いただきながらやっているが、その辺も含め、府内でやっている自治体とも連携しながら、課題を出し合って、もし必要であれば府市長会を通じての国への要望であるとか、そのあたりをまた考えていきたいと思う。</p> <p>それから、先ほどF委員がおっしゃった部分については、モニタリング事業をしていく中で、ここは校長会と情報共有したほうがいいなというところがあれば、市としても情報共有をさせていただいて、こどもたちに見えないようにするというのも非常に大事なかなというふうに思っているので、またご協力のほうをよろしく願います。</p>
<p>会長</p>	<p>ほかに意見はあるか。</p>
<p>G委員</p>	<p>今お聞きしていて何点か思い当たるなと思ったことがある。私は、Youtubeをだいたい夜、「まち歩き」などが好きで、20～30分見てから寝るのだが、たまたま昨日、ある地区の同和散策みたいな感じのものが目に飛び込んできた。私は、実はその地区が同和地区であるということは知らなかったのだが、まち歩きからの検索というか、同じようなサイトからポンと出てきて、これはなんだろうと思って見たら、若い案内人が出てきて、そのまちをめぐるという、先ほどおっしゃっていたような同和地区のまちめぐりということをしていた。ただ、差別的な感じというよりも本当にまち歩きの感じで捉えられるかなとは思った。その一方で、もう一つ、テレビ局がその地区の非常に期間限定の線引きのある取組をあげていた。この二つが飛び込んできた。それで、こちらはテレビ局のちゃんとした取組で、もちろん差別地区があるということも言っていたし、それに対しての実行委員会の報道もされている。一つ目のほうは、若い案内人が歩いていると。さて、私としては、今の話</p>

議 事 の 経 過	
発言者	議題（案件）・発言内容・決定事項
	<p>を聞いていて、じゃあどちらも削除要請するのか、でもそれは違うよなと思っていた。この時代なので、そういうときに、すべてをフィルターにかけて削除はもうできないと思う。そうするとやはり、ちゃんと捉えられる教育のほうが大事だなと思った。なので、おっしゃっていたように、特定のかたを差別的に名指しするようなものはもちろん削除対象とする必要があると思うが、啓発か差別かというところの基準をちゃんととっていただきたいと思う。</p>
会長	<p>私たち一人ひとりが、日頃から、自ら人権意識を高めることによって、たとえ誤った情報であったとしても、それに対して批判できるようにすることが大事ではあるが、一方では、やはり組織的にやらなければならない大事なこと、社会全体が取り組まなければならないこともある。それは大変難しいとは思いますが、今の意見は大変参考になる意見である。</p> <p>人権・男女共生課を中心にして、まず全庁的に、先ほどB委員もおっしゃったような形で取り組んでいただいて、それと同時に、連携する団体としっかりと手をつないでいかないと、担当者だけでは本当にしんどいと思う。また、いのち・愛・ゆめセンターの方々も、本当に大変な中で頑張っていただいているが、一緒にこういったことをなくしていくための戦いをやらなければいけないと思う。</p> <p>それでは、ほかに意見がないようなので、次の議題に移る。事務局からほかの案件について説明をお願いします。</p>
事務局	<答申案について説明>
会長	<p>ただ今事務局から説明いただいたように、今年度第1回目の審議会の際に、市長から諮問いただいた事項についての答申を行いたい。お手元に配付されている答申書の案について、意見があればご発言いただきたいが、いかがか。</p> <p><意見なし></p>
会長	<p>それでは、異議がないということで、本答申案の案をはずして、これをもって市長に答申をさせていただく。</p> <p>事務局からほかに何か連絡事項はあるか。</p>
事務局	<冊子「虹のひろば」について紹介>
事務局	市長への答申についてだが、日程の都合上、別日を設定し、今西会長に一任とい

議 事 の 経 過	
発言者	議題（案件）・発言内容・決定事項
事務局	<p>う形でよろしいか。</p> <p><異議なし></p> <p>それでは、答申については今西会長によろしく願います。</p> <p>次回、来年度の第1回審議会は、今年の夏頃の開催を予定している。</p> <p><委員の任期について説明></p> <p>本会議の議事録については、発言された方に確認の上、市のホームページで公表させていただきます。</p> <p>最後に、中井市民文化部長から、ごあいさつをさせていただきます。</p>
中井部長	<p><あいさつ></p>
会長	<p>4 閉会</p> <p>本日の議題は、すべて終了したので、閉会させていただきます。</p>